

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7月 1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第66号

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (定義) 第2条 略 2 略 3 この規則において「 <u>保護等</u> 」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付をいう。 4 略 5 この規則において「基準年」とは、施設入所措置等が行われる年度（4月から6月までの間に行われる次条第1項の表第1号、 <u>第4号及び第5号</u> に掲げる措置並びに同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置については、その前年度とし、同表第2号に掲げる助産の実施については、当該助産の実施が開始された年度（4月から6月までの間に開始されたものについては、前年度）とする。以下同じ。）の初日が属する年の前年をいい、「基準年度」とは、施設入所措置等が行われる年度をいう。 6 この規則において「対象収入額」とは、基準年に被措置者等が得た収入の総額から所得税、住民税、相続税、贈与税、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1に規定する入院患者日用品費に相当する額並びに社会保険料及びこれに準ずるものの総額を控除した額をいい、「所得税額等」とは、被措置者等又はその扶養義務者の | (定義) 第2条 略 2 略 3 この規則において「 <u>自己負担可能者</u> 」とは、 <u>保護</u> （生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護をいう。以下同じ。）を受けておらず、かつ、対象収入額が27万円を超える者をいう。 4 略 5 この規則において「基準年」とは、施設入所措置等が行われる年度（4月から6月までの間に行われる次条第1項の表第1号及び <u>第4号</u> に掲げる措置並びに同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置については、その前年度とし、同表第2号に掲げる助産の実施については、当該助産の実施が開始された年度（4月から6月までの間に開始されたものについては、前年度）とする。以下同じ。）の初日が属する年の前年をいい、「基準年度」とは、施設入所措置等が行われる年度をいう。 6 この規則において「対象収入額」とは、基準年に被措置者等が得た収入の総額から所得税、住民税、相続税、贈与税、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1に規定する入院患者日用品費に相当する額並びに社会保険料及びこれに準ずるものの総額を控除した額をいい、「所得税額等」とは、被措置者等又はその扶養義務者の |

基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、所得税法第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項若しくは第41条の19の3の第1項の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額とする。以下同じ。）及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法第314条の7、附則第5条第3項又は附則第5条の4第6項の規定による控除が行われる場合にあつては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。）をいう。

7～9 略

（措置費等の徴収）

第3条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額）を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 1 児童福祉法第20条第1項の措置（同条第2項の医療に係るものに限る。） | 被措置者等又はその世帯内扶養義務者（その全員が <u>保護等</u> を受けていない場合で、その全員又はいずれかの者が、基準年度の分の市町村民税を納付することを要し、又は基準年の分の所得税額があるときに限る。） | 略 |
| 2 児童福祉法第22条第1項の助 | 被措置者等又はその世帯内扶養義務 | 略 |

基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号））及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、所得税法第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法第41条第1項から第3項までの規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額とする。以下同じ。）及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法第314条の7又は附則第5条第3項の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては、当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。）をいう。

7～9 略

（措置費等の徴収）

第3条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額）を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| 1 児童福祉法第20条第1項の措置（同条第2項の医療に係るものに限る。） | 被措置者等又はその世帯内扶養義務者（その全員が <u>保護</u> を受けていない場合で、その全員又はいずれかの者が、基準年度の分の市町村民税を納付することを要し、又は基準年の分の所得税額があるときに限る。） | 略 |
| 2 児童福祉法第22条第1項の助 | 被措置者等又はその世帯内扶養義務 | 略 |

| | | |
|---|---|---|
| 産の実施（国の設置する助産施設への入所を除く。） | 者（その全員が保護等を受けている場合を除く。） | |
| 3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所及び次号に掲げるものを除く。） | 被措置者等又はその世帯内扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合を除く。） | 略 |
| 4 児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項の措置（同法第31条第2項若しくは第3項、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項に規定する者について行われるもの（国の設置する児童福祉施設への入所を除く。）に限る。） | 被措置者等（保護等を受けておらず、かつ、対象収入金額が27万円を超える者に限る。） | 略 |
| 5 母子保健法第20条第1項の措置 | 被措置者等又はその世帯内扶養義務者（そのいずれかが保護等を受けている場合を除く。） | 略 |

2及び3 略

別表第1（第3条関係）

| | | |
|------|-----------------|--------|
| 1 被措 | (1) その全員が基準年度の分 | 2, 200 |
|------|-----------------|--------|

| | | |
|--|--|---|
| 産の実施（国の設置する助産施設への入所を除く。） | 者（その全員が保護を受けている場合を除く。） | |
| 3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所及び次号に掲げるものを除く。） | 被措置者等又はその世帯内扶養義務者（その全員が保護を受けている場合を除く。） | 略 |
| 4 児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項の措置（同法第31条第3項、第63条の2第1項若しくは第2項、第63条の3第1項又は第63条の3の2第1項本文若しくは第2項本文の規定により満20歳に達している者について行われるもの（国の設置する児童福祉施設への入所を除く。）に限る。） | 被措置者等（自己負担可能者に限る。） | 略 |
| 5 母子保健法第20条第1項の措置 | 被措置者等又はその世帯内扶養義務者（そのいずれかが保護を受けている場合を除く。） | 略 |

2及び3 略

別表第1（第3条関係）

| | | |
|------|--|--|
| 1 その | | |
|------|--|--|

| | | | | | |
|--|---|--------|---------------------------|---|--------|
| 置者等及びその世帯内扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合 | の市町村民税を納付することを要しないとき | 円 | 全員に前年の分の所得税額がない場合 | (1) その全員に前年度の分の市町村民税の所得割額がないとき | 4,500円 |
| | (2) その全員に基準年度の分の市町村民税の所得割額がないとき（(1)の場合を除く。） | 4,500円 | | (2) そのいずれかの者に前年度の分の市町村民税の所得割額があるとき | 略 |
| | (3) そのいずれかの者に基準年度の分の市町村民税の所得割額があるとき | 略 | | | |
| 2 被措置者等及びその世帯内扶養義務者のいずれかの者に基準年の分の所得税額がある場合 | (1) 当該所得税額の合算額が2,400円以下のとき | 略 | 2 そのいずれかの者に前年の分の所得税額がある場合 | (1) 当該所得税額の合算額が4,800円以下のとき | 略 |
| | (2) 当該所得税額の合算額が2,401円以上4,800円以下のとき | 略 | | (2) 当該所得税額の合算額が4,801円以上9,600円以下のとき | 略 |
| | (3) 当該所得税額の合算額が4,801円以上8,400円以下のとき | 略 | | (3) 当該所得税額の合算額が9,601円以上16,800円以下のとき | 略 |
| | (4) 当該所得税額の合算額が8,401円以上12,000円以下のとき | 略 | | (4) 当該所得税額の合算額が16,801円以上24,000円以下のとき | 略 |
| | (5) 当該所得税額の合算額が12,001円以上16,200円以下のとき | 略 | | (5) 当該所得税額の合算額が24,001円以上32,400円以下のとき | 略 |
| | (6) 当該所得税額の合算額が16,201円以上21,000円以下のとき | 略 | | (6) 当該所得税額の合算額が32,401円以上42,000円以下のとき | 略 |
| | (7) 当該所得税額の合算額が21,001円以上46,200円以下のとき | 略 | | (7) 当該所得税額の合算額が42,001円以上92,400円以下のとき | 略 |
| | (8) 当該所得税額の合算額が46,201円以上60,000円以下のとき | 略 | | (8) 当該所得税額の合算額が92,401円以上120,000円以下のとき | 略 |
| | (9) 当該所得税額の合算額が60,001円以上78,000円以下のとき | 略 | | (9) 当該所得税額の合算額が120,001円以上156,000円以下のとき | 略 |
| | (10) 当該所得税額の合算額が78,001円以上100,500円以下のとき | 略 | | (10) 当該所得税額の合算額が156,001円以上198,000円以下のとき | 略 |
| | (11) 当該所得税額の合算額が100,501円以上190,000円以下のとき | 略 | | (11) 当該所得税額の合算額が198,001円以上287,500円以下のとき | 略 |
| | (12) 当該所得税額の合算額が | 略 | | (12) 当該所得税額の合算額が | 略 |

| | | |
|------|--|---|
| | 190,001円以上299,500円以下のとき | |
| (13) | 当該所得税額の合算額が299,501円以上831,900円以下のとき | 略 |
| (14) | 当該所得税額の合算額が831,901円以上1,467,000円以下のとき | 略 |
| (15) | 当該所得税額の合算額が1,467,001円以上1,632,000円以下のとき | 略 |
| (16) | 当該所得税額の合算額が1,632,001円以上2,302,900円以下のとき | 略 |
| (17) | 当該所得税額の合算額が2,302,901円以上3,117,000円以下のとき | 略 |
| (18) | 当該所得税額の合算額が3,117,001円以上4,173,000円以下のとき | 略 |
| (19) | 当該所得税額の合算額が4,173,001円以上のとき | 略 |

| | | |
|------|--|---|
| | 287,501円以上397,000円以下のとき | |
| (13) | 当該所得税額の合算額が397,001円以上929,400円以下のとき | 略 |
| (14) | 当該所得税額の合算額が929,401円以上1,500,000円以下のとき | 略 |
| (15) | 当該所得税額の合算額が1,500,001円以上1,650,000円以下のとき | 略 |
| (16) | 当該所得税額の合算額が1,650,001円以上2,260,000円以下のとき | 略 |
| (17) | 当該所得税額の合算額が2,260,001円以上3,000,000円以下のとき | 略 |
| (18) | 当該所得税額の合算額が3,000,001円以上3,960,000円以下のとき | 略 |
| (19) | 当該所得税額の合算額が3,960,001円以上のとき | 略 |

備考

- 1 同一世帯において2人以上の被措置者等が、同時に第3欄の額の適用を受ける場合は、最も多額な被措置者等については当該額とし、それ以外の被措置者等については当該額の10分の1とする。
- 2 施設入所措置等が1月未満の被措置者等については、2の項(19)を除き、日割りをもって計算する。

別表第3（第3条関係）

| | | |
|--------------------|---------------------------------------|---|
| 略 | | |
| 3 被措置者等 | (1) 当該所得税額の合算額が15,000円以下のとき | 略 |
| 又は世帯内扶養義務者のいづれかに基準 | (2) 当該所得税額の合算額が15,001円以上40,000円以下のとき | 略 |
| 年の分の所得税額が | (3) 当該所得税額の合算額が40,001円以上70,000円以下のとき | 略 |
| | (4) 当該所得税額の合算額が70,001円以上183,000円以下のとき | 略 |

別表第3（第3条関係）

| | | |
|--------------------|--|---|
| 略 | | |
| 3 被措置者等 | (1) 当該所得税額の合算額が30,000円以下のとき | 略 |
| 又は世帯内扶養義務者のいづれかに基準 | (2) 当該所得税額の合算額が30,001円以上80,000円以下のとき | 略 |
| 年の分の所得税額が | (3) 当該所得税額の合算額が80,001円以上140,000円以下のとき | 略 |
| | (4) 当該所得税額の合算額が140,001円以上280,000円以下のとき | 略 |

| | | |
|------|--|---|
| ある場合 | (5) 当該所得税額の合算額が <u>183,001円以上403,000円以下</u> のとき | 略 |
| | (6) 当該所得税額の合算額が <u>403,001円以上703,000円以下</u> のとき | 略 |
| | (7) 当該所得税額の合算額が <u>703,001円以上1,078,000円以下</u> のとき | 略 |
| | (8) 当該所得税額の合算額が <u>1,078,001円以上1,632,000円</u> 以下のとき | 略 |
| | (9) 当該所得税額の合算額が <u>1,632,001円以上2,303,000円</u> 以下のとき | 略 |
| | (10) 当該所得税額の合算額が <u>2,303,001円以上3,117,000円</u> 以下のとき | 略 |
| | (11) 当該所得税額の合算額が <u>3,117,001円以上4,173,000円</u> 以下のとき | 略 |
| | (12) 当該所得税額の合算額が <u>4,173,001円以上5,334,000円</u> 以下のとき | 略 |
| | (13) 当該所得税額の合算額が <u>5,334,001円以上6,674,000円</u> 以下のとき | 略 |
| | (14) 当該所得税額の合算額が <u>6,674,001円以上</u> のとき | 略 |

| | | |
|------|--|---|
| ある場合 | (5) 当該所得税額の合算額が <u>280,001円以上500,000円以下</u> のとき | 略 |
| | (6) 当該所得税額の合算額が <u>500,001円以上800,000円以下</u> のとき | 略 |
| | (7) 当該所得税額の合算額が <u>800,001円以上1,160,000円以下</u> のとき | 略 |
| | (8) 当該所得税額の合算額が <u>1,160,001円以上1,650,000円</u> 以下のとき | 略 |
| | (9) 当該所得税額の合算額が <u>1,650,001円以上2,260,000円</u> 以下のとき | 略 |
| | (10) 当該所得税額の合算額が <u>2,260,001円以上3,000,000円</u> 以下のとき | 略 |
| | (11) 当該所得税額の合算額が <u>3,000,001円以上3,960,000円</u> 以下のとき | 略 |
| | (12) 当該所得税額の合算額が <u>3,960,001円以上5,030,000円</u> 以下のとき | 略 |
| | (13) 当該所得税額の合算額が <u>5,030,001円以上6,270,000円</u> 以下のとき | 略 |
| | (14) 当該所得税額の合算額が <u>6,270,001円以上</u> のとき | 略 |

別表第5（第3条関係）

| | | |
|--|--|---|
| 1 被措置者等及びその世帯内扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合 | (1) その全員が <u>基準年度</u> の分の市町村民税を納付することを要しないとき | 略 |
| | (2) その全員に <u>基準年度</u> の分の市町村民税の所得割額がないとき（（1）の場合を除く。） | 略 |
| | (3) そのいずれかの者に <u>基準年度</u> の分の市町村民税の所得割額があるとき | 略 |
| 2 被措置 | (1) 当該所得税額の合算額が | 略 |

別表第5（第3条関係）

| | | |
|--------------------|---|---|
| 1 その前年の分の所得税額がない場合 | (1) その全員が <u>前年度</u> の分の市町村民税を納付することを要しないとき | 略 |
| | (2) その全員に <u>前年度</u> の分の市町村民税の所得割額がないとき | 略 |
| | (3) そのいずれかの者に <u>前年度</u> の分の市町村民税の所得割額があるとき | 略 |
| 2 その | (1) 当該所得税額の合算額が | 略 |

| | | |
|---|---|---|
| 置者等及びその世帯内の扶養義務者のいずれかの者に基準年の分の所得税額がある場合 | 15,000円以下のとき | |
| | (2) 当該所得税額の合算額が15,001円以上40,000円以下のとき | 略 |
| | (3) 当該所得税額の合算額が40,001円以上70,000円以下のとき | 略 |
| | (4) 当該所得税額の合算額が70,001円以上183,000円以下のとき | 略 |
| | (5) 当該所得税額の合算額が183,001円以上403,000円以下のとき | 略 |
| | (6) 当該所得税額の合算額が403,001円以上703,000円以下のとき | 略 |
| | (7) 当該所得税額の合算額が703,001円以上1,078,000円以下のとき | 略 |
| | (8) 当該所得税額の合算額が1,078,001円以上1,632,000円以下のとき | 略 |
| | (9) 当該所得税額の合算額が1,632,001円以上2,303,000円以下のとき | 略 |
| | (10) 当該所得税額の合算額が2,303,001円以上3,117,000円以下のとき | 略 |
| | (11) 当該所得税額の合算額が3,117,001円以上4,173,000円以下のとき | 略 |
| | (12) 当該所得税額の合算額が4,173,001円以上5,334,000円以下のとき | 略 |
| | (13) 当該所得税額の合算額が5,334,001円以上6,674,000円以下のとき | 略 |
| | (14) 当該所得税額の合算額が6,674,001円以上のとき | 略 |

| | | |
|-----------------------|---|---|
| いずれかの者に前年の分の所得税額がある場合 | 30,000円以下のとき | |
| | (2) 当該所得税額の合算額が30,001円以上80,000円以下のとき | 略 |
| | (3) 当該所得税額の合算額が80,001円以上140,000円以下のとき | 略 |
| | (4) 当該所得税額の合算額が140,001円以上280,000円以下のとき | 略 |
| | (5) 当該所得税額の合算額が280,001円以上500,000円以下のとき | 略 |
| | (6) 当該所得税額の合算額が500,001円以上800,000円以下のとき | 略 |
| | (7) 当該所得税額の合算額が800,001円以上1,160,000円以下のとき | 略 |
| | (8) 当該所得税額の合算額が1,160,001円以上1,650,000円以下のとき | 略 |
| | (9) 当該所得税額の合算額が1,650,001円以上2,260,000円以下のとき | 略 |
| | (10) 当該所得税額の合算額が2,260,001円以上3,000,000円以下のとき | 略 |
| | (11) 当該所得税額の合算額が3,000,001円以上3,960,000円以下のとき | 略 |
| | (12) 当該所得税額の合算額が3,960,001円以上5,030,000円以下のとき | 略 |
| | (13) 当該所得税額の合算額が5,030,001円以上6,270,000円以下のとき | 略 |
| | (14) 当該所得税額の合算額が6,270,001円以上のとき | 略 |

備考

- 1 同一世帯において2人以上の被措置者等が、同時に第3欄の額の適用を受ける場合は、最も多額な被措置者等については当該額とし、それ以外の被措置者等については当該額の10分の1とする。

| |
|--|
| <p>2 施設入所措置等が1月未満の被措置者等については、2の項(14)を除き、日割りをもって計算する。</p> |
|--|

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設入所措置等に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設入所措置等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。